

西海市教育委員会（令和7年第4回定例会）会議録

期 日： 令和7年4月25日（金） 午前9時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 山下 健悟、熊本 英哲
副参事 長岡 竜児（書記）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは令和7年第4回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に矢吹委員武宮委員を指名いたします。また、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますがご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告4月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜日	項目
3月28日	金	西彼青年の家理事会
3月31日	月	退職等辞令交付式
4月1日	火	西海市辞令交付式
		西海市教職員辞令交付式
		教育委員会辞令交付式
4月3日	木	イキイキ活性化事業コンソーシアムコーディネーター矢川氏来庁
4月5日	土	西海市立大島こども園令和7年度入園式
4月6日	日	金比羅神社祭礼
4月8日	火	大崎高等学校令和7年度入学式
4月9日	水	西海北小学校入学式
		西海中学校入学式
4月10日	木	長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校 開校式・入学式
4月14日	月	第1回校長会研修会
4月15日	火	退職女性管理職の会（なみち会）来庁
4月16日	水	初任者研修西海地区実施運営委員会
4月17日・18日	木・金	令和7年度第1回長崎県都市教育長協議会
4月22日	火	第1回教頭会研修会
		高校・地域連携イキイキ活性化事業コンソーシアム
4月23日・24日	水・木	令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議

簡単ですが、以上が4月分の一般報告となります。何か、今の報告について、質問等はございませんか。

（質問なし）

よろしいでしょうか。それではただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第20号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第1、議案第20号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第20号「西海市立小・中学校省令主任等の任命について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年4月1日付の長崎県教職員の人事異動に基づき、各校長の意見を徴し、別紙のとおり任命しようとするものです。

なお、参考条文につきましては、1ページから2ページに掲載をしております。具体的な省令主任等につきましては、3ページに一覧表としてまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

各学校の、まず教務主任、そして、学年主任、保健主事、生活指導主任あるいは生徒指導主事、それと進路指導主事、研究主任、司書教諭そして初任者研修拠点校指導教員及び校内指導教員という形で定める予定にしております。

説明につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第20号の説明がありましたが質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。教育関係のことでちょっとお聞きしたいんですが、ここに丸印は、他校での経験もなく初めて任命する者を示すとなっております。初めての方もたくさんおられるわけなんです。こういったところでは、いわゆる業務執行に当たっての指導教育という体制は、当然、それを簡単にお聞きできればと思っておりました。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

はい。実際初めてそれぞれの主任等を経験する先生もおるんですけども、実際その学校にはそれを経験している先生方とか、もちろん教頭・校長がおりますので、実際その研修プログラムがあるかっていうと、実はないんですけども、実際仕事をしながら、指導を受けて、覚えていくというような形をとっております。

○教育長
北島委員。

○北島委員
通常そういったケースでも例えばOJTとか、いわゆるその目安的なものをですね、こういった業務があります、こういったことをしなくちゃいけませんみたいな、簡単なマニュアルみたいなものもあってのOJTみたいなところがあるんですが、そういったものがあるんでしょうか。

○教育長
学校教育課長。

○学校教育課長
学校教育課が主催する研修会がですね、例えば教務主任研修会、これも年間2回行われて、第1回の会議では、例えば教務主任の役割とか、そういった法規的なものから、日々の業務等についての学校教育課の担当の方からの説明とか、そういったものを行って、それぞれ保健主事、生活指導にしても、学校教育課主催の研修会の中では、実際行っているというような体制をとっております。

○北島委員
僕がお聞きしたのは、現場でのマニュアルみたいなものがある、整備されてるんでしょうか。

○学校教育課長
実際マニュアルというのは特には定められてなくて、先ほど申しましたように、学校教育課主催の研修会と、先輩方からの指導とか、そういったもので進めてるといふ捉えで。はい。事務の引継ぎ等で行っていくという書類面に関してはですね。

○北島委員
行政の職務なんで、ある程度のやはり標準化っていうのはできてると思うんです。今のお話を伺っていると、かなりローカルルールがしやすい環境だになっていうふうにちょっと感じたところです。ちょっとそれは、念頭というか頭に置いて、いろんなこれから整えていくっていうところも考えられたらいかがかなあと、ちょっと感じました。

○教育長
教育次長

○教育次長

はい。ただいまの件なんです、やはりこれにつきましてはですね、各市町ですね、いろんな状況の中で、やはりその標準化を図るところも、そういった観点もあろうかと思imasので、これにつきましては、県教委のですね、学校教育課の担当課長会議等でも話題にしながら進めていくべきなのかなというふうに感じたところです。以上でございます。

○教育長

ほかにございませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

お尋ねします。西彼北小学校の6年生の方にだけですね、この主任の方がいらっしゃる理由は何でしょうか。

○教育長

学校教育課長

○学校教育課長

西彼小学校の6年生は、ここは実際学級数がですね、1、増えまして、ひとクラスからふたクラスになったという経緯がありまして、学年主任を配置しているということになります。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

私もお尋ねしたいんですが、司書教諭というのがおひとり、西海中学校におひとりしかいないというのは、どういった理由で、こんなふうになってるのでしょうか。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

司書教諭に関しては、実際その学校、学級数に応じて司書教諭の配置ということで設定がなされてまして、西海中学校においてはですね、学級数によつての配置というか、ではないんですけども、今回の宮崎先生が司書教諭の資格を取られて、そこに、中学校としてこの司書教諭を任命するというこゝで、ここに名前を挙げているということになります。申し訳ありません。12学級以上が配置ということになる

んですけども。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。ほかにごぎいませんか。

(質疑なし)

それでは質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第20号「西海市小・中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第21号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第21号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第21号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で、委員の任期が満了となったので、西海市奨学生資金貸付基金条例第11条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。参考条文につきましては、下段に記載をしております。2ページを開いていただいでよろしいでしょうか。委員名簿の案を掲載しております。

まず、全ての委員については、先ほど説明いたしましたように、本年4月から2年間となります。6番の委員ですね、吉浦委員については人事異動に伴う変更ということですが、あわせて教育委員の代表としてですね、引き続き、北島委員にも参加をしていただきたいと考えているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

はい。ただいま、議案第21号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第21号「西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第22号「西海市就学支援委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3、議案第22号「西海市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第22号「西海就学支援委員会委員の委嘱について」、本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で、委員の任期が満了となったので、西海市就学支援委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱及び任命するものです。なお任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。

参考条文につきましては、1ページそして2ページに掲載しております。3ページをお願いいたします。

今回の委員名簿案ですが、まず4番。これにつきましては、学校名が変更になったというところで備考欄に修正をかけております。また、8番につきましては、学校間の異動があったことに伴いまして、備考欄に記載をしております。また10番、新たに原委員を委嘱する予定です。原委員につきましては大瀬戸中学校になります。全ての委員の任期がですね、本年4月から2年間で提案をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第22号「西海市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第23号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第23号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第23号、これにつきましてはマル正の方をですね、ご覧になっていただきたいと思います。「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」になります。本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で公民館（長）等の任期満了に伴い、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第7条及び西海市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに職員を委嘱するものです。なお任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段と2ページに掲載をしております。

3ページから4ページが公民館長主事及び書記の名簿の案になります。まず4番、大島公立公民館の館長が村田さんから中島さんに、同公民館の書記が山本さんから山口さんに変更となります。また15番、多以良地区公民館ですが、館長が佐々木さんから辻さんに、主事が濱浦さんから本山さんに、書記が本山さんから朝長さんにもいずれも変更となります。4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。

次に松島地区公民館になります。館長が18番、西田さんから松田さん。主事が、岩松さんから作中さん、書記が、松崎さんから岩松さんにそれぞれ変更となっております。また、交代がない公民館におきましても、任期がそれぞれ更新をしておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありましたが質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

多以良地区と松島の方が3役全員が交代ということと、特に多以良については、これまで経験されてない方が3名というところになりますが、この辺のところの事情についてとか、何か影響についてとか、その辺のところなんか、事務局の方で、懸案はございませんか。

○教育長

はい。社会教育課長。

○社会教育課長

はい。ただいまのご質問でございますけれども、この多以良地区につきましては実際主事、書記それぞれもちろん変わっておりますけれども、公民館活動の中でですね、実際やはり要職をされてない方々でございますけれども、この多以良地区につきましては、ほかの業務も、公民館事業として参加していただいているということで、前館長からもお話は受けているところでございますので、今後ですね、我々も一緒になってやっていきたいというふうには思っておるところでございます。

また、松島地区におかれましても、経験者の方がまた再度承認頂いているというところもございますし、館長さんにつきましても、これまで実際、以前やられた方というところもお聞きしておりますので、こちらにつきましても同じように一緒に協力してやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第23号「西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第24号「西海市部活動の地域移行のあり方検討委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5、議案第24号「西海市部活動の地域移行のあり方検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第24号「西海市部活動の地域移行あり方検討委員会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、委員の任期途中の交代により欠員が生じたため、西海市部活動の地域移行あり方検討委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、本年4月1日から令

和7年9月30日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては、1ページの下段に記載をしております。

裏面の2ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。今回交代するのが1番になります。市の中学校体育連盟の会長が、大瀬戸中学校の島校長先生から、大崎中学校の山口校長先生に変更になっております。そのための変更というご理解をしていただきたいと思ひます。提案理由等の説明については以上でございます。

○教育長

はい。ただいま、提案理由の説明がありましたが、質疑はございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

質問意見ではないんですが、最近でも新聞の方で小学生、小学校の教員さんに成り手がなかなかいないといったような大きな特集がありました。また、最近ですね他県なんですけれども、中学校の先生をされてらっしゃる方とお話しする機会があって、やはりスポーツ経験されてる教職の方なんかってというのは、もうかなり学校の部活でですね、非常に休みもないような状況が非常に続いてて、結果的にその方はもうやめられるんですけれども、やめられたんですけれども、やっぱり、本当に学校の先生方のお仕事っていうのが余りにも幅広くて、やはりこの機会にですね逆に保護者の方のいろんな負担が増えるとかいう声もあるんですけれども、そこは本当に子どもたちの心身の健康、成長ということも考えながらも、やはり、職場としてですね、この検討会っていうのは、しっかりと寄り添って、職員の方に寄り添って、検討していただきたいなと思ひてますし、そのためにはやはり、かなり、地域の協力が必要になってくるというふうにも思ひてます。

非常にバランス的に難しいところではあるんでしょうけども、何が何でもやらなくちゃいけないっていう、それが前提ではなくてですね。柔軟にやはりやれることを移行できることを考えていただきたいなと思ひてますんで、参考としてお聞きいただければと思ひました。

○教育長

はい。ご意見ありがとうございました。何か。よろしいでしょうか、コメントは。

○教育長

はい。社会教育課長。

○社会教育課長

ありがとうございます。北島委員今おっしゃられましたとおり、やはりこの職員の方々というのはかなり苦勞されてるのかなというふうには、これまでヒアリングをしながら考えているところでございますが、本市としましても、やはりその地域性

を生かした形でのですね、やはりこの部活動の地域移行のあり方ということをやはり検討していかなければならないというふうに考えておりますので、保護者の皆様方のご負担もちろん増えるというところは認識をしておりますけれども、ご理解を頂きながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第24号「西海市部活動地域移行のあり方検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第25号「西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6、議案第25号「西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第25号「西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、委員の任期途中の交代により欠員が生じたため、スポーツ基本法第31条及び西海スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては本年4月1日から令和8年7月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては1ページから2ページに掲載しております。3ページ、委員名簿案をご覧になっていただいでよろしいでしょうか。

今回、変更となるのが5番、そして6番の委員になります。中学校の体育連盟会長の変更、そして小学校体育大会の会長の変更になります。新たに山口委員、そして山田委員に入っていただく予定になっております。よろしくお願いいたします。

○教育長

はい。ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第25号「スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第26号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7、議案第26号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第26号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、教職員住宅改修工事における減築を行ったことに伴い戸数が減少したため、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

これにつきましては、まずはですね本日配付をしておりますカラー刷りのですね、資料を見ていただければよろしいでしょうか。着工前が6戸ということで北側のですね写真を掲載しております。下段の方が実際改修後の状況になります。4戸に、要は減築をしたという形になります。ちょっと見にくいところもありますけれども、二階部分の窓をですね、窓の個数を見ていただければというふうに思います。

裏面の方よろしく願いいたします。これは東側から撮った写真になります。着工前につきましては、駐車場のスペースがほとんどないような状況でしたが、減築に伴い、駐車場の整備をしっかりと行ったという状況が見てとれるのではないかなと思います。

それでは議案書ですね4ページ、今回の使用規則の改正のポイントをですね、まとめておりますのでそちらをご覧くださいと思います。

今回の改正の主な内容はということでまとめております。昨年度、施工いたしました西海地区池崎アパート改修工事において、駐車場整備に伴い減築を行ったことにより、戸数が6戸から、4戸となったため今回改正をしようとするものです。なお、減築をした理由につきましては、記載のとおり、駐車場が狭く、入居者の車が駐車できず支障を来していたことから、全世帯が駐車できるよう整備を行ったというものです。

減築に伴う教職員住宅は不足しないのかというところですが、現在その空き住宅がほかにもあるというところも踏まえまして、教職員住宅全体の戸数については、

不足しておりません。しかし空き住宅を中心にですね、老朽化が進んでいる箇所もあるため、引き続き住宅の改修等については、現状確認をしながら、住宅確保に努めていきたいと考えているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

はい。ただいま、議案第26号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。こちらへの現在の入居者数というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

はい。現在4戸、全部入っている状況です。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

合わせて市内全体でですね、どれぐらいの戸数に対して入居者の方、数が分かれば教えていただければと思います。

○教育総務課長

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○教育長

後ほどということで、ほかにございませぬか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

同じような質問になるかもしれませんが、この池崎アパートに関しては、私が多分初任の頃に完成した、その時はメゾネットタイプのとても新しいスタイルだなあと思った記憶があるんですけど、実際、家族の方がおられるということも想定しての建物の形かなと思うんですけど、実際はもう4名の方はほぼ独居という形だと思うんですけど、それで結局駐車場の確保数は4戸分ってありますけど、もし複数家族の家族がおられて複数車が必要ということになれば、その分の確保も、何とかできるのかなってこの写真を見てですね思ったところではありますが、そういう状況

だということでもよろしいでしょうか。

○教育長

教育次長、入居者の状況を簡潔にどうぞ。

○教育次長

谷口委員おっしゃるような形ですね、実際入居者については単身者になります。現在の教職員住宅の入居の形態ですけれども、やはり以前は大分前になるんですが、要はご家族で転居していただいて、そこに住んでもらうということで、ここの住宅は、そのタイプではないんですが、別に一戸建てのような形の住宅をですね、整備してきたところですよ。

ただ実際ですね、今の状況としては、先生方のご希望としては一戸建てではなくて、こういった単身タイプの住宅ですね、希望が多いという状況になっております。

ここの住宅ですが、実は整備当初からですね、1階そして2階の方もですね、和室があったんですよ。今回の改修ですね、内部の改修ももう全面的に行っております。和室をフローリングにしたりとか、お風呂について水回りについてもですね、現在の生活様式に合うような形の全面的な改修をしております。ですからここの住宅については、基本的に単身の先生方にご紹介をして住んで頂くという形で、傾向としてもですね教職員住宅の整備につきましては、これから単身者向けの整備を行うと。内部改修をするにしても、そういった形の改修をするという方向に、そういった希望が多いというところもあってですね、そういうふうに変えて、実際今実施をしているという状況になっております。

○教育長

そしたら駐車場も大体もう4人なら4人分しかないわけですね。

○教育次長

はい。基本的にはそういった形ですね。ただ、実際ここの駐車場についてはですね、写真で見ていただくような形で4戸分確保してるんですが、結局北側の部分ですね、北側の方のスペースにも実際は止めることが可能です。これまではですねこの北側の方にですね、先生たちは自家用車を駐車していて、やはり狭かった。出入りもなかなか難しかったというところもあってですね、そういったところ住宅の内部の形態を現代の様式に変えるというのとあわせて、駐車場の整備を行ったという理解をしていただければというふうに思うところです。

○教育長

谷口委員どうぞ。

○谷口委員

内部の改修までしていただいたということをお聞きしてよかったなというふうに思っています。つい先日ここで、4月の初めの頃火事があって、そのときに、今このような状態で広くなったのでよかったのかなってというようなことを、ちょっと聞き及んだところもありましたので、ありがとうございます。

合わせて、今おっしゃったように、西海市にはどうしても他地区から転居してきてお勤めいただくって先生方が多くなっておりますので、その分で教職員住宅の整備っていうのも、していただくってのは大変ありがたいなというふうに思っています。しかも以前のような家族というよりも単身で来られる方のほうが多いのですね、そういうふうな実情に合わせた整備をしていただけるというのは大変ありがたいなというふうに思います。

私たちの校区、西海北小校区で言いますと、管理職の住宅がもう老朽化してほぼ使えないで、本当に空き家で、もう古いままになっておまして。地域の方たちも、あそこの住宅何とか使えるようにならんのかなってというような声もお話を聞いたりとかいたしますので、計画的な中でとはなるかと思えますけど、今ある教職員住宅のそれぞれの計画、改修であったり、あるいは解体であったりとか、移管であったりとかってというのがずっと計画的に進めていただければいいのかなというふうに思っております。以上です。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい、ありがとうございます。教職員住宅ですね有効に活用するという事は、実際ひとつの課題なのかなというふうに思っています。毎年度学校施設をですね、5月から6月にかけて、施設の現況調査を実施をしているところではあるんですが、今年度につきましては、教職員住宅についてもやはりその現状をしっかりと把握をして、今後利活用を進めていくというふうな形で考えております。谷口委員がおっしゃったようなですね、視点も踏まえながら、調査をさせていただきたいというふうに思っているところです。

○教育長

はい。教育総務課長。

○教育総務課長

はい。先ほど北島委員の方からご質問がありました、市内全体の教職員住宅の戸数ですけども、全部で96戸のうち、現在入居されておるのが51戸。率で言いますと53.1%の入居率となっているところです。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、かなり稼働が低い状況でしょうね。これでいうと本来であると以前は、9割、10割近くってところから考えるとですね。時代の変遷とかもあるとは思いますが、そこで分かっている、制度的に分かっていることでの要望なんですけれども、今現在福祉の団体として、長崎県の方にもお願いはしてるんですが、やはり地方部は特に人口減少で働く人がいなくなってきてるんですね。

そうすると、移住者ですとか、今は外国人の技能実習生ですとか、そういった制度を活用して、外から来ていただかないといけない。だけど、西海市内ってのはほとんど空き家がなかなかたりする。すいません、その入居できるところがなかったりするんですよ。居住問題があつてですね。何とか西海市の方にもお願いして、空き家を改修したいということ、制度もこれをつくっていただいたんですが、しかしその空き家を貸していただくところがないんですね、いろんな理由で。仏壇があるとか盆に使うとか正月に泊まるとかですね。県の方にも総務課の方にもお願いをして、県の県住をですね、開放していただくとかですねということも検討していただいているし、その中で、教育財産ではあるということとは十分分かるんですけども、これだけ活用できてない部分があるんであればですね、そこを何らか、法律的、制度的なですね、検討もしながら、有効活用できるように頂きたいなあとこのところはですね切にお願いしたいなと思っております。

今日の新聞もそうでしたし、新しい市長になられた瀬川さんも、やはりこういった空き家を活用するとかですね、居住支援をしていくというようなことは言われていますので、ぜひいろんな角度でご検討頂きたいなということも切に要望したいなと思っております。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

はい。教職員住宅の入居率が低迷してるっていう一つの要因なんですけど、まずひとつが学校の統合ですね。それまで学校区で教職員住宅を整備するというので、その考え方、国の補助金が基本的に学校に対して、要は教職員住宅を整備するというふうな考え方がございまして、旧町時代についてはそういった整備を行っております。もちろん国の考え方もその当時と変わっております、やはり柔軟にですね、学校区をまたいだところの住宅の活用というのはですね、可能になっております。そういったところで要はその整備に関する国の考え方が変わってきたということも一つあります。

また離島部ですね、離島部の住宅、例えば平島の小中学校に休校になっております。そこについてはどうしても赴任をしなければ、学校の方に勤められないという

ところがありましたので、要は児童生徒数に応じた形で教員が配置されますので、それに伴う住宅をしっかりと確保しなければいけないということで、確保していたんですが、やはり休校という状況、そういったところに入居率がどうしても下がってしまうと。今年度末においては、江島の中学校についてももう、生徒が卒業して休校になるのではないのかという見込みが立っております。そうなれば、やはりその住宅についても空き住宅になるということで、入居率の部分でいえばやはりマイナスの要因なのかなというところになります。

ですから先ほど北島委員からご提言がありましたとおり、やはりしっかりと、今回、今年度調査をいたしまして、できるだけ有効活用するという視点でですね、検討を進めていきたいというふうに考えているところです。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第26号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第26号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第8】議案第27号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8、議案第27号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第27号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年度の国の予算単価見直しに伴い、所要の改正をしようとするものです。

2ページを見ていただいでよろしいでしょうか。2ページに一部改正をする規則の案をですね、掲載をしております。その中で、本文中にですね、給食費、卒業アルバム代、オンライン通信費、これらの金額を変えるというふうな内容が出ておりますので、これらが国の予算単価が変わったというふうな形になります。

具体的に見ていきますと3ページ、新旧対照表をご覧になっていただきたいと思えます。まず、別表第2ですが、これにつきましては準要保護者就学援助基準になります。この別表第2につきましては、市内で在住していて、市内の学校に通学する児童生徒に係る分です。給食費につきましては、小学生が5万6千円から5万8千円に、中学生が6万4千円から6万9千円にそれぞれ限度額が増額しております。やはり現状のですね物価高騰等も踏まえたところの対応ではないのかなというふうに考えているところです。同様に卒業アルバム代等につきましては、中学生のみ増額となっております。8千8百円から1万円に増額になります。次のページ、オンライン通信費、これにつきましては、小学生中学生ともそれぞれ千円の限度額が増額となっております。

別表第3、これにつきましては市内に在住をして、市外に通学をする、児童生徒分になります。今年度につきましてはまだはっきりとしないところなんです、昨年度におきましては、特に県立中学に通学する生徒がいたということですね、対象になる生徒がいたところなんです。これにつきましては卒業アルバム代とオンライン通信費がそれぞれ増額となっております。

別表第4この表につきましては、市外に在住をして、市内の学校に通学する児童生徒分になります。実績としては児童生徒はいなかったというところになるんですけどもこれについては、給食費がそれぞれ増額になっているということです。この改正規則ですけれども、本年4月1日からですね、適用するような形の改正を予定しております。提案内容については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第27号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9】議案第28号「西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第9、議案第28号「西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

議案第28号「西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市部活動の地域移行の推進により、各中学校単位での部活動から市単位での拠点校部活動へと移行していくことから、拠点校部活動について、通学区域外から参加する生徒の交通費に対して補助を行うため要綱の改正を行うものです。

5 ページ、本要綱の改正のポイントをまとめておりますので、こちらを見ていただきたいと思います。今回の改正の理由につきましては、提案理由で申し上げたとおりになります。補助金の金額の算定根拠についてポイントにまとめております。市内でほかの中学校に行くってというのはいろんなパターンがあります。いろんなパターンの中で、最短が、大崎中学校と西海中学校が一番最短、距離が近い。逆に一番の遠いところが、大崎中学校と西彼中学校というふうな形で、おおよその距離につきましては、資料に記載のとおりです。

路線バス等がですね、実際通えるような状況ではございませんので、保護者の自家用車を活用していただくということで考えております。ですので、要は交通費としてガソリン代相当分を交付をするということで、ガソリン車の平均的な燃費、そして距離に応じたところの金額の算定というふうな形で考えております。1年間、週末が約50回程度ございますので、それに相当する金額として3万円という金額を算出をしております。なお乗用車につきましてはできるだけ乗り合わせをしていただくという観点でですね、3人乗車を想定をした形で金額を算出をしております。

実際この補助金の算出ですけれども、新旧対照表のですね、4 ページですねちょうど4 ページの新しいところを見ていただければ、まず従来から各部活動に対しては、1部当たり1万円の交付と、プラスそこに在籍する部員数に1千5百円を掛けた金額をですね、各部活動の方に交付をしております。拠点校部活動につきましては、要は、例えば西海中学校で拠点校部活動、実際バスケットボールの女子がやっておりますが、その西海中学校を除くほかの中学校の数ですね。ほかの中学校の数に、まず、1万円を乗じていただくと。あわせて、部員数につきましては、3人乗り合わせという前提がありますので、部員数、3で割っていただいて、その金額にですね、3万円を乗じた金額、これを拠点校の学校の方に交付をするというふうな形で考えております。

ですから、通常のそれぞれの学校で行う部活動とは別に、拠点校にはこういった加算があると。拠点校部活動の中でこういった交通費に係る配分についてはですねそれぞれの部活動で検討していただくというふうな形で考えております。実際市内の中学校の位置、距離ですね、離れているということで、現状、次善策としてですね、こういった保護者の協力を前提としながらも、交通費についてのですね、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

この交付要綱につきましては、本年4月からですね、実際、西海中学校で拠点校

部活動としてバスケットボールの女子が実際活動しておりますので、4月から適用させるということで、考えているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

はい。ただいま議案第28号の説明がありました但質疑はありませんか。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

ご説明ありがとうございます。ちょっと質問ですけれども、このガソリンの料金は日々変動すると思いますが、これは、こちらでは189円となっておりますけれども、それは申請というかですね最初に、補助をされるときの金額になって、その以降はどういうふうな形で算定されるのでしょうか。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

はい。一応部活動の補助金を算出する、要は算出根拠の額を出すにあたってですね、結局実際ポイントの2に記載しているとおり、1年間の、要は自家用車1台当たりの金額をどういった形で算出するのかっていうところで用いた金額になります。もちろん今ガソリン代等にもですね、少しずつこう上がってきたりとか、あるいは国の補助金が出て、ちょっと来月から下がるんじゃないかという報道もあるんですけども、その金額が多少変わっても、基本的には3万円という金額は変えないというふうな形で考えているところです。実際変えるという形になればですね、基本的に煩雑になったりとかするところもありますし、またその実際の距離の算出であったりとか、そういったところでもですね、ある程度こう余裕を見たところで把握をしておりますので、基本的にはもうこの3万円というのはですね、大幅な物価の高騰等がない限りはですね、変えないというふうな形で考えているところです。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。先ほども保護者の負担については、お話をしたところですが時間的な負担だけではなくてやはり経済的な負担というのものもある中で、こうした策をとっていただくというのは非常にありがたいなというふうに思っています。それぞれの立場で高い安いつてのはあるのかもしれませんが、通常本当十分な金額の補助になるのかなというふうに思ったところです。そういったところで県内のほかの市町の状

況ではいかがなんでしょうか。同様の政策っていうのはされてるか分かりますか。

○教育長

はい。社会教育課長。

○社会教育課長

はい。それでは私の方からご回答させていただきます。今回のこの交付要綱の部分でですね、各県内市町の状況を確認させていただきましたけども、こういうふうな形での補助を実際今現状としてやっているところはございません。西海市のみということで一応調べているところですが、ただやはり各市町とも同じような課題を抱えになっていらっしゃると思いますので本市がこういうふうな形で補助するということになりますと、ほかのところにも影響するのかなというふうには考えておりますが、現状としては、本市のみということでございます。

○北島委員

いや、もしかしたらそうかもと思って質問したんですけども。おととい長崎県の教育委員会連絡協議会の理事会にも参加しましたけどもその時に知ってたら、自慢したのになと思いきやですね、本当にありがとうございます。

○教育長

はい。ほかございませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

お尋ねですけど、1台当たり3万円ということでありましたら、各学校の状況がどのぐらいの部員数がですねその拠点校に、例えば現状でいくと西海中への女子バスケット部を、例えば大崎中学校から5名行きたいとなれば、都合2台必要になるのかなと思うんですけど、そうすると掛ける2台分の6万円を学校には補助しますよ。その中で拠点校に行くんですけどか。拠点校に行く。そしたら拠点校はそれを、それぞれの学校の保護者とかなんとかに適切に配備しながら、でも、多分きっと送る保護者は、あれによって違ったりとかすることもあるかと思しますので、そういう実態に即して、その拠点校が実際に移動をする保護者等に実費っていうか、それに関わる分を払うというようなそういう運用になるということですが、ちょっと自分のイメージがちょっとはつきりとしなかったのでお尋ねですけど、そういう、そういう状況でよろしいですかね。

○教育長

そういう理解でいいのかどうか。社会教育課長。

○社会教育課長

はい。私の方からすいません。よろしいでしょうか。今の谷口委員からお話いただいたようなイメージでもって結構かと思えます。ただ今回の分に関しましては、やはり全て初めてのことでございますので、学校の方との連携ですね、あと保護者さん方のもちろんご意見をいただきながらというふうな形になりますが、走りながら考えるというわけではないんですが、不都合が出た場合のですね、対応等々ももちろん考えていかなければならないかなとは思っておりますので、十分に学校の方とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかにございませんか。

(質疑なし)

それでは質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第28号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第28号「西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10】議案第29号「西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第10、議案第29号「西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第29号「西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」です。提案理由ですが、児童生徒が行うスポーツ活動を支援し、市内学校等の振興を推進する本補助金交付要綱において、事業採択の可否と補助事業の実施に必要な事項を審議する西海青少年スポーツ振興基金運営委員会の意見を踏まえ、スポーツ振興整備事業の補助対象事業を見直すとともに、定義及び財産処分制限の明確化等、所要の改正を行うものです。

本議案につきましては、要綱の全部改正ということですね、ボリュームが多くなっております。まずはその改正のポイントをですね、見ていただきたいというふうに思います。43ページ、1番最後になりますが43ページをご覧になっていただき

たいと思います。

改正の理由につきましては提案理由で述べたとおりになります。今回の全部改正をして、実際その改正になる部分ですね、改正の概要として、ポイント2にまとめております。

まず1点目ですが、補助対象事業の見直しということで、スポーツ振興整備事業の一つである合宿所等整備費償還支援事業、これを廃止をしたいというふうに考えております。

2点目として、第2条に新たに定義を設けております。大会、スポーツ振興整備事業、施設等整備事業、合宿所等整備事業、合宿所等運営事業、備品取得事業、そして備品、児童生徒スポーツ大会出場支援事業、これらの内容について、定義を明確にしております。

3点目として、財産処分の制限として第11条を新たに追加をしております。取得価格が単価50万円未満、またはその耐用年数が5年以下の施設、設備及び備品については、市長の承認を受けなくとも、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し貸付け、または担保に供することが、これで可能というふうになっております。

この告示につきましては、告示の日から施行するとしております。また、経過措置を設けさせていただいております。経過措置につきましては、8ページですね、申し訳ございません8ページをご覧くださいになっていただいでよろしいでしょうか。

附則の2として経過措置を設けております。この告示の施行の前日に、改正前の西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けて取得した財産については、改正後の同要綱第11条第2項の規定を適用する。要はその財産処分の制限ですね、これについては、若干なりとも緩やかにしております。緩やかな規定を、要は、以前この補助金を使って整備をした内容についても、適用させるという経過措置を設けております。

これにつきましてはこれまでこの補助金を使いまして、いろんな備品等の取得事業を行っております。例えば、昨年度、一昨年そして昨年度ですね、西彼杵高等学校の女子バレーボール部の寮を整備をしております。その寮の中にいろんな備品があるんですけども生活をする上で、例えば洗濯機であるとか、あるいはオーブントースターであるとか、そういった少額の備品ですね。そういった少額の備品についても取得をしております。これを例えばその処分をするというふうな形になった場合に、ひとつ一つ要は市長に、要は処分の承認をもらわなければいけないというふうな形になります。で、そういった備品については耐用年数等も鑑みて、こういった規定を設けるべきではないのかということで、この第11条をですね、今回新たに設けさせていただいたというふうな形になります。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

はい。ただいま議案第29号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、

北島委員どうぞ。

○北島委員

今、その背景についても少しお話を頂いたところではあるんですけども、この11条を新たに規定する。今言われたような、処分をしないといけないような状況が出てきてるということですよ、告示前にですね。具体的にちょっとその内容を教えていただければと思います。

○教育長

教育次長

○教育次長

具体的なですね、事例はまだ出てきていない状況です。ただ実際今後ですね、こういった部分については、当然要は備品であっても、消耗していくような経過年数がたてばですね、消耗していくような形になりますので。今後そういったところが想定されますので、今の時点からですね、この部分についてはもう規定をして、実際補助事業者の管理の部分も含めてですね、要は、市としての指導ができるのかなというふうに考えているところです。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

該当はないということですね。その西彼杵高校のバレー部の支援っていうのが、ここ3年ぐらい前だったんですかね。

(5、6年度の声あり)

5、6年度で、ということは2年ぐらい前っていうことですね。で、これ耐用年数5年ってなるともう相当のいろんな備品になると思うんですよ。かなりのもう備品が、耐用年数5年って言うてもですね、範囲に入ってくるかなあと。しかも、告示前にそれが発生したときっていう、何かただし書経過措置自体もですね、すいません何かそういった適用例が想定されたような附則なのかな、というふうにも思ったもんですからちょっと質問をさせていただきました。何かちょっとこう、違和感を持ったこの経過措置の附則です。

○教育長

はい、教育次長

○教育次長

この補助金交付要綱は、個別のですね、補助金の交付要綱、要は具体的にどうい

った目的であるのかというのは、別建てで要は定めた要綱になります。市全体の補助金の交付に係る決まりについては、西海市補助金等交付規則というのがございます。その中で、この財産処分に係る規定が基本的にはありはするんですが、年数であったり、あるいはその金額であったり、あるいは耐用年数云々というところですね、ここについては、要は別で定めるというふうな形の規定になっております。

ですから、本来であれば、要は、基本的な市の補助金交付要綱で別で定めるといふふうなところを定めていなかった。要はそこまで想定をしていなかったというふうな形になります。先ほどから説明しているように、今後想定されるであろうというところですね、前もってベースとなる市の要綱で別で定めるとしてしておりますので、今回定めさせていただいたというふうな形で考えております。

実際、例として西彼杵高等学校バレー部の部分をですね、ご説明をしたんですが、これまでも大崎高等学校の野球部で備品を取得している内容もございます。あるいは西彼農業高等学校、ここはですねウェイトリフティング部で一度その備品補助金を交付いたしましたして、備品を実際整備した経過がございます。そういった備品の取得事業ですね、あるいはその建設事業でも、いろんなところに設備をつけていくような形のものが実際これまでありましたので、そういったものも含めて、今回、一旦整理をして、一定の基準を設けさせていただいたというふうな形になります。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、今の説明で分かりました。告示日がいつなのかっていう、議論ではなくて、該当する可能性がある備品ってのはたくさんあるということですね。はい、了解しました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第29号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第29号「西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第11】報告第2号「令和6年度教育費補正予算第9号に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第11、報告第2号「令和6年度教育費補正予算第9号に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい。教育次長。

○教育次長

報告第2号「令和6年度教育費補正予算。第9号に係る臨時代理の承認について」です。本議案の提案理由ですが、令和6年度教育補正予算第9号について、別紙のとおり臨時代理により処理したもので、これを報告し承認を求めるものです。

参考条文については下段の方に記載をしております。2ページが臨時代理に係る決定書になります。3月31日付けです。ね処理をさせていただいております。3ページ、4ページが、実際の補正予算に係る内容になります。基本的に事業が実際完了したことに伴う減額補正が主な内容になります。

その中で、一部増額の補正がありますのでご紹介をしたいと思います。まず、1項教育総務費ですが、2目事務局費で教育振興基金積立金を10万円増額をしております。これについては、西海小学校の校区内の事業所から、小学校の図書購入費にということで10万円の指定寄附を受けております。それについては、もう年度がもう終わっておりますので一旦は基金の方に積み増しをいたしまして、今度予定される6月の補正予算で、歳出予算化を図る計画で考えております。

もう一つ、増額の予算ですが、4ページ、保健体育費の保健体育総務費になりますが、青少年スポーツ振興基金積立金、これが13万8,000円増額となっております。これにつきましては、預金利息が当初の予定より、金利が若干少ずつ上がってきているところで、増額になっておりますので、この増額分について、基金に積み戻すというふうな形になっております。

ほかの費目につきましては先ほど説明したように、事業の完成、あるいはその建設事業であったり、要はそういったところの完成に伴う減額補正が主な内容になっております。一応事前にお送りしましたその予算書についてはですね、数字が切れていたり、そういったところがありましたので、本日は、マル正をですね、配布をさせていただいているところです。説明につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま報告第2号の説明がありました。質疑はありますか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。減額の理由を幾つか大きい、数字が大きいものだけですねお聞きしたいんですが。先ほど教育長の報告にもありました、イキイキ活性化っていうところだと

思うんですが、市内高校の魅力向上支援事業が270万。それから、中学校の教科書採択がこれ380万ぐらいですね。そして、保健体育の方の青少年スポーツ振興事業の200万。また学校給食費の方ですが、助成事業と物価高騰の補助事業が700万、もうかなりこれ大きいんですがこれは、このあたりは、読み間違いのところもあるのかなあと想定としてですね、思いましたけども。今挙げた、幾つかの点の減額の理由を教えてください。

○教育長

それでは各担当から減額になった理由について、まずは市内高等学校の魅力向上支援事業。教育次長

○教育次長

まず市内高等学校魅力向上支援事業の減額の要因ですが、1番大きな要因といたしましては、入学一時金、ひとり5万円支給する予算を確保していたところ。これにつきましては、各高等学校の、要は定員を想定いたしまして、あるいはこれまでの実績を参考にしながら予算を組んでいたところではあるんですが、こちらで予算を組んでいった以上には入らなかったと。ひとり5万円ですので、金額がちょっと多くなるような状況になっております。これはもう本当残念ですね、結果にはなるんですが実績に応じた減額というふうな形でさせていただいているところです。

○教育長

あと中学校の教科書採択ですかね。はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい。中学校の教科書採択事業なのですが、379万5,000円の減額となっているのは、当初予算で計画していた学級数、教職員の数というところと、実際の必要数が学級数の減とか教職員数の減とかですね、生徒数の減等によって、必要数の必要購入数の減少によるものであります。以上です。

○教育長

はい、ほか。社会教育課長。

○社会教育課長

はい。項目保健体育費の青少年スポーツ振興事業の200万の減額の件でございますが、先ほども議案にありましてとおり、青少年スポーツ振興事業の中の西彼杵高等学校の女子バレーボール部の合宿整備の部分の最終的な実績に伴う減というところが原因でございます。以上でございます。

○教育長

はい。あと学校給食物価高騰だったと思うんですけど。はい、教育次長

○教育次長

先ほど社会教育課長の方から、西彼杵高等学校の実績の減が、スポーツ振興補助金の減というふうなご説明をさせていただいたんですが、主な要因はそれもあるんですが、もう一つですね、他の高校の施設整備に係る予算も実を言いますと、計上を当初予算しておりました。

西彼杵高等学校については、上限の5千万プラスですね、ほか2千万ほどの予算を組んでいたところがあります。で、他の高等学校に係る補助事業については、実績はあるんですが想定したよりも金額はいかなかったというところがありまして、減額をさせていただいたというところですよ。

次に学校給食費助成事業と物価高騰対策食材費補助事業ですね、これについてなんですが、給食費の助成事業については、第3子以降を無償にするという補助事業になっております。で、委員言われるように、見込みよりも少なかったというところもありますし、要は給食費自体が思ったよりもですね、各調理場の方で努力をしていただいたところもあり、思ったよりも高くならなかったというところがあります。

それについては物価高騰対策食材費補助事業についても言えるところではあるんですが、年度当初もしくは昨年度前半部分で予定していた、ずっと食材費が上がっていたところもあってですね、やはりこれぐらいかかるだろうということで、若干ちょっと高めに見ていたところもあったんですが、先ほど説明したように、給食のメニューを考える際ですね、できるだけ安く抑えるような工夫もしていただいて、結果実質的にこういったそれぞれの減額になったというふうな形でご理解をしていただければと思います。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

それぞれありがとうございました。高校の生徒獲得っていうところで残念だったなと思いますが、ぜひ今後ですね活性化事業の方を期待したいと思います。また今の給食関係の方ですけども、非常に努力はされたということですが、予算をつけていただいておる分、やはりその努力が逆に栄養価の方にですねいかなのかなあという、ちょっと心配も今したところですので、ぜひ、子どもたちにはですね、栄養価の高い給食をこの予算の中で、目いっぱいでも結構だと思うんですけども、よろしくお願ひしたいなと思ってます。

それと一つ、教科書採択の方ですね理由は分かったんですけども、相当その児童数生徒数っていうのは、ある程度読める人数じゃないですか。人口的な推移と

いうことで、もちろん転出っていうのはあるとは思いますが、よほどその370万って何人分ぐらいになるんでしょうかね。かなりの読み間違いなのかなというふうに思うんですが、1年生から中学校3年生までの9学年にわたるわけなんですけれども、そんなに大きな読み間違いがあったっていうことはどうしてなのでしょうね。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

正確な数とかについては、ちょっと私の方でも十分把握はしてないところではあるんですけども、実際ここには指導書の金額とかが大きく関わってましてですね。その指導書が大変高額であったりとか、現在この、4年前の改定からすると、例えばデジタル教科書を使っただけの指導に使うものであるとか、そういった面で前回の改定で採択した部分とまた大きく変わってる部分があったりとかしてですね。あとできるだけもう学校から要望を受けて、こちらの購入数とかも決めることにはしてるんですけども、できるだけ本当に必要な、必要な指導書の数をもっとこちらの方も提供するといいますか、そういったところでですね、若干、当初の前回の採択のときよりも、金額的には抑えた形になったのかなと思ってます。

○教育長

これはですね、先ほどあったように生徒数じゃなくて、主にその指導書がですね、非常に高額で、私の方が何とか抑えてくれと。先生1人ずつじゃなくて何人かで1冊で回してとか、そういうことで、かなりお願いしてですね、減額になった分だと思えます。

ほかにございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第2号は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第2号「令和6年度教育費補正予算第9号に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

○教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。それではその他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告（資料により報告）

○教育次長

教育長よろしいでしょうか。

○教育長

教育次長

○教育次長

私から各教育委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思います。市長市議選の後です、初議会が5月の16日開催に向けてです、今準備をしているところです。臨時議会につきましては、人事案件をですね提案をするよう予定をしています。副市長の選任同意であったり、あるいは監査委員の選任同意であったり、そういったところを準備をしております。それに併せまして、教育委員会委員の任命同意というのをですね、提案する予定にしております。

寺本温委員が任期途中によりですね、退任をされて、そのあと、武宮委員については、令和4年の10月の14日からですね、5月の16日までということで、今現在任期中ですが、任期を迎えるような形になります。教育委員の選任につきましては、あくまで市長が権限を持っているところになりますので、新市長の方にですね、選任について、一応事務局と総務部の方で確認をするような形で考えております。

その結果につきましては、人事案件というところもありまして、事前に皆様にお知らせをする機会ですね、設けることができないのかなというふうに思っているところです。いずれにしろ5月16日予定の臨時議会で決定をするというふうな形で予定がされておりますので、お知らせをさせていただきたいというふうに思っているところです。以上でございます。

○教育長

はい。ただいま、各課から報告がありましたけども、委員の皆さん方から何かございませんか。

○教育次長

教育長、もう一件よろしいですか。

○教育長

はい、よろしいですよ。

○教育次長

今年度ですね、総合教育会議また年2回予定をしております。教育総務課の所管にはなるんですが、教育振興基本計画という、教育行政の再度の基本的な計画をで

すね、今年度から来年度にかけて策定をする予定にしております。前段ですすね、教育大綱というのをつくらなければいけないような形になります。それをですすね今年度、大綱を検討していただくような形で、第1回目の総合教育会議ではですすね、事務局の方としては、そういったところを考えているところではあります。

ただ、やはり各教育委員皆様のやはりご意向をですすね、ほかに総合教育会議、なかなか市長と教育委員が、協議、検討、あるいはですすね意見交換をする機会というのは少なくなっておりますので、何か総合教育会議で協議をしたい案件がありましたらですすね、次回5月の定例会までにお知らせをしていただければ、事務局の吉浦課長の方にですすね、ご連絡をしていただければ、助かるところです。何かありましたらよろしく願いいたします。申し訳ございません。以上です。

○教育長

それでは、各委員の皆さん方から何かございませんでしょうか。はい北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、個人的な意見なんですけれども、学校教育課で教職員の辞令交付式のご報告がありました。コロナ前まではですすね、我々も参加させていただいてたんです。本当に儀式とはいえですすね、先生方と、しかも転入というかですすね、赴任されてこられた先生方との顔合わせってということも非常に大事なのかなっていうふうに思ってます。それぞれ忙しいとは思いますが、うちでも当然辞令交付式って4月1日あるんですけども、それを今までずってでも来てたもんですから、よかったです。またご検討頂ければうれしいなあというふうにちょっと思ったところです。

○教育長

学校教育課長いいですかね。検討させていただくということで。ほかにございませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

すいません社会教育課の方の計画を拝見して、ずっと気になっておった件の市P連の総会があるというふうに、計画がなされておりますので、昨年度いろいろPTAについてはいろいろこう、各単Pも含めて話し合いがなされたり、アンケートがなされたりというふうにお聞きしておりましたけど、実際この令和7年度になって、市のPTA連合会としてはどのような形でまた進んでいくのかなってことを、ちょっともしお聞かせ願える範囲で結構ですけれども、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

○教育長

はい。社会教育課長。

○社会教育課長

こちらの市P連の連合会の総会ということで、谷口委員の方から今お話がありました。実際10日の日に総会がございますけれども、PTAの事務局の事務局員も4月から新しく変わっております、新しい組織体制でというところではあるんでしょうけれども、実際今のところ各この総会で決定されますけれども、役員予定の方々の選出が今されてたということで聞いております。

私どももですね昨年度の内容等もちろん周知しておりますので、連携をとりながらですね、情報交換をしながら、我々も積極的に、携わっていきたいというふうには考えておるところでございます。

○教育長

谷口委員どうぞ。

○谷口委員

まず事務局員の配置がなされたっていうこともありがたいことです。それから、各単Pがそれぞれ市P連への加盟っていうか、それがもうしないよっていうところが、あるのかないのか。一応全市内の各単Pが市P連に加入という形で、進んでいけるのでしょうか。

○教育長

その辺の情報は何か分かってますか。

○社会教育課長

現状今各単Pの方から、例えば極端な話ですが、例えばここ脱退するとかっていう話は出ておりません。そういった話になりますとおそらく、今、本課の方に連絡が入るかと思っておりますけれども、事務局等々からも特にご連絡はありませんので、総会でどういうふうな形でお話があるかというのもありますので、来月ですね、定例教育委員会の中でも、もし、そういったお話ができるような状況であればお話をさせていただければなというふうに思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませつか。はい。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

私の方からも社会教育課の方にお尋ねしたいんですけども、放課後子ども教室につきましては、現在のところ西海東小学校と大崎小学校2校だと思っておりますが、これ今後増やしてほしいとか増やす要望とかで、そういう増やすような計画っていうのはありますでしょうか。

○教育長

はい。社会教育課長。

○社会教育課長

はい、現状要望という形では特に本課の方に来ておりませんが、実際やはりサポーターの方とかですね、実際お世話をお願いできる方々の確保というところもございます。各学校ともですね、やはりこちらのような教室があればいいなというような、打診等々はですね保護者さんの方から若干来ておりますけれども、正式な形では来ておりません。来年度以降も一応現状としては、こういう形でこの2校でということで計画をさせていただいておるところです。

○教育長

武宮委員どうぞ。

○武宮委員

はい。今各小学校ですね、授業時間の短縮というか、縮小というか、そういうことが進んできておりました、子どもたちの放課後の時間っていうのを、保護者さんの負担というか子どもたちを見る時間も増えるっていうことと、それとあわせて学童保育の方もですね、その負担が大分かかってきておりました、今後ですねこの子ども教室の活用というか、そういったことも話が上がってくるのかなということを思っておりますので、またそのときは相談させていただきたいと思います。以上です。

○教育長

ほかに、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。先ほど総合教育会議についてですね、5月定例会までについてというお話がありました、もう忘れそうなので、今お伝えできればと思うんですけども。いや、テーマというよりもですね、やはり市長さんが代わられるっていうところになると、当然市長としての方針といいますか、西海市の教育に対するですね、見方であったりとかですね、今後の教育行政へのあり方等もお考えがあらうかと思えます。

大村市長さんが就任されたときには、今わからないですが毎月されたんですよ、総合教育会議をですね。やはりそれぐらい、市民の市民のっていうか、市内の生徒児童の教育に関してですね、市長としての考え方であったりとか、教育部局との意見交換というのを大事にされてたと、その時記憶しております。

そういった意味でもぜひ、我々としてもですね、市長、新しい市長さんの教育に対する考え方っていうのをですね、ぜひお聞きしたいし、意見交換ができればなど

いうふうに思っておりますので、教育大綱のことはもちろん重要だと思いますけれども、時間の範囲の中でまずはその部分もですね、市長部局と調整を頂ければなというふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

○教育長

その方向でちょっと話を進めてください。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

7. 閉会

○教育長

それでは、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。
(午前11時15分閉会)

次回の定例教育委員会：5月22日（木）午前9時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
